

●第4次山陽小野田市障がい者計画	5
第1章 計画の策定に当たって	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ及び性格	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) 計画の性格	8
3 計画の期間	8
4 計画の策定体制	8
(1) アンケート調査及びヒアリングの実施	8
(2) 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」での検討	9
(3) 自立支援協議会からの意見聴取	9
(4) 広く市民から意見を聴取するための取り組み	9
5 計画の推進体制	9
(1) 家庭・地域の役割	9
(2) サービス提供事業所、企業等の役割	10
(3) 関係団体等との連携	10
(4) 保健福祉圏域内の連携	10
(5) 行政各部署の連携	10
6 計画の点検及び評価	11
第2章 障がい者を取り巻く現状について	12
1 障がい者の現状	12
(1) 身体障がい者の状況	12
(2) 知的障がい者の状況	15
(3) 精神障がい者の状況	16
(4) 「障害支援区分」審査判定の状況	18
(5) 障がい者の雇用状況	19
2 障がい者施策を取り巻く環境の変化	20
3 アンケート結果	21
(1) アンケート調査の概要	21
(2) アンケート調査結果（概要）	22

第 3 章 障がい者計画の基本目標と基本指針	36
1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第 4 章 施策推進の方向	38
I 障がい福祉サービスの充実	38
1 障がい福祉サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・	38
（1）障がい福祉サービス充実・・・・・・・・・・・・・・・・	38
（2）地域生活への移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・	42
（3）サービス提供体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	43
（4）介助者支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	45
2 障がい者（児）の地域生活支援事業・・・・・・・・	46
（1）地域生活支援事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	46
（2）地域生活支援拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	49
（3）日中活動の場の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	49
（4）防災、防犯支援体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	50
3 障がい者（児）の保健・医療の充実事業・・・・・・・・	52
（1）早期の気づき・早期療育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	52
（2）自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療）の給付・・・	55
（3）その他の保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	55
II 障がい者が安心して暮らせる地域づくり	57
4 障がい者（児）の社会参加促進事業・・・・・・・・	57
（1）社会参加促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・	57
（2）障がい者団体支援・・・・・・・・・・・・・・・・	58
（3）障がい者スポーツ、文化芸術の振興・・・・・・・・	59
5 バリアフリー推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・	62
（1）権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	62
（2）障がいや障がいのある方への理解の促進・・・・・・・・	64
（3）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進・・・	66
（4）地域共生社会を目指したまちづくりの推進・・・・・・・・	67

●第5期山陽小野田市障がい福祉計画	69
第1章 第5期障がい福祉計画の位置づけ等について	70
1 計画の位置づけ及び性格	70
(1) 計画の位置づけ	70
(2) 計画の性格	70
2 計画の期間	71
3 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する国の指針(抜粋)	71
第2章 障がい者支援における成果目標の設定	73
1 福祉施設から地域生活への移行促進	73
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	74
3 地域生活支援拠点等の整備	76
4 福祉施設から一般就労への移行促進	77
(1) 一般就労移行者数	77
(2) 就労移行支援利用者数	78
(3) 就労移行率3割以上の事業所数	79
(4) 就労定着支援利用者数	80
第3章 障がい福祉サービス等の円滑な推進	82
1 障がい福祉サービス等の見込み量の設定	82
(1) 障がい福祉サービス	82
(2) 地域生活支援事業	99
(3) その他の事業	108
2 障がい福祉サービスの提供体制の確保	110
(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備	110
(2) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	110
3 相談支援の提供体制の確保	110
(1) 相談支援体制の構築	110
(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	110
(3) 自立支援協議会の設置	111
4 障がい福祉サービス等の円滑な提供体制の確保・質の向上	111
(1) サービスの提供に係る人材の研修	111

(2) サービス提供事業者に対する第三者の評価・・・・・・・・・・	111
(3) 障がい福祉サービス等情報公表制度の活用・・・・・・・・・・	112
●障がい児福祉計画	113
第1章 第1期障がい児福祉計画の位置づけ等について	114
1 計画の位置づけ及び性格・・・・・・・・・・	114
(1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・	114
(2) 計画の性格・・・・・・・・・・	114
2 計画の期間・・・・・・・・・・	115
3 障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する国の指針（抜粋）・・・・・	115
第2章 障がい児支援における成果目標の設定	117
1 児童発達支援センターの設置・・・・・・・・・・	117
2 保育所等訪問支援の充実・・・・・・・・・・	117
3 重症心身障がい児の支援体制の充実・・・・・・・・・・	118
4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・・・・・	118
5 保育所等での提供体制の整備・・・・・・・・・・	119
第3章 障がい児福祉サービス等の円滑な推進	121
1 障がい児福祉サービス等の見込み量の設定・・・・・・・・・・	121
(1) 障がい児通所支援・・・・・・・・・・	121
(2) 障がい児相談支援・・・・・・・・・・	125
2 障がい児支援の提供体制の確保・・・・・・・・・・	126
(1) 地域支援体制の構築・・・・・・・・・・	126
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援・・・・・	126
(3) 地域社会への参加・包容の推進・・・・・・・・・・	127
(4) 特別な支援が必要な障がい児の対する支援体制の構築・・・・・	127
3 障がい児相談支援提供体制の確保・・・・・・・・・・	128
4 障がい児通所支援等の円滑な提供体制の確保・・・・・・・・・・	128
(1) サービス提供に係る人材の研修・・・・・・・・・・	128
(2) サービス提供事業者に対する第三者の評価・・・・・・・・・・	129
(3) 障がい福祉サービス等情報公表制度の活用・・・・・・・・・・	129